

業務方法書

自立防災型高効率給湯器導入支援補助金

(平成28年6月3日：施行)

石 油 連 盟

自立防災型高効率給湯器導入支援補助金 業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、自立防災型高効率給湯器導入支援補助金交付要綱（20130614 財資第8号。以下「要綱」という。）第19条に基づき、石油連盟（以下「連盟」という。）が行う自立防災型高効率給湯器導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 連盟が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この業務方法書において、「自立防災型高効率給湯器」とは、灯油を燃料とする高効率給湯器並びに専用の蓄電池ユニットから構成され、停電時に蓄電池ユニットから電力供給することで温水を供給可能とする給湯器をいう。

(交付の対象)

第4条 連盟は、住宅及び建築物に連盟が指定した自立防災型高効率給湯器（以下「補助対象給湯器」という。）を導入する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表（1）に掲げる補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、別表（2）に掲げる基準額を超える機器を購入した場合、当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める機器の指定は、自立防災型高効率給湯器製造事業者等（以下「製造事業者等」という。）からの申請に基づき、連盟が行うものとする。なお、機器指定の手続等に関する必要な事項は、連盟が別に定める。

3 補助対象給湯器は、以下の各号を満たした機器とする。

- (1) 高効率給湯器は、潜熱を回収するための熱交換器を備えており、連続給湯効率が90パーセント以上の機器であること。
- (2) 蓄電池ユニットは、高効率給湯器専用で、かつ、停電時に高効率給湯器と連動して作動し、電力を供給する機器であること。
- (3) 高効率給湯器は、停電時において720リットル以上の出湯能力があること。（給水温度15℃、給湯温度40℃の条件とする。）
- (4) 未使用品であること

(補助金の額)

第5条 前条第1項に規定する補助金の額は定額とし、金額については別表（3）に定める。

(申請者の募集及び申請者の定義)

第6条 連盟は、予算の範囲内において、補助事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）を募集する。

(申請者の申込み)

第7条 申請者は、補助金の申込みをしようとするときは、様式第1による補助金申込書に、必要に応じて連盟が指示した書類を添付して、連盟に提出しなければならない。なお、申請者が第三者とリース契約等を締結し補助対象給湯器を貸し付ける場合については、補助対象給湯器に関する共同申請同意書を添付して、連盟に提出しなければならない。

(申請者の申込みの受付)

第8条 連盟は、補助金申込書が連盟に到着した日を受付日とし、当該申込書の受付を行うものとする。

- 2 連盟は、上記申込書が所定の様式でない、申請者名の記載がない、住所及び連絡先の記載がない場合を除き、様式第2による補助金申込受理通知書により、申請者に通知する。また、必要な事項の確認、修正については、補正により対応する。補助金申込書が適正でないとき認めるときは理由を付して不受理とした旨を申請者に通知するものとする。
- 3 連盟は、前項の補助金申込受理通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。
- 4 受付日の期限等については、別に定める業務細則によるものとする。

(設置工事の着工等)

第9条 申請者は、第8条第2項に規定する受理通知を受けた後、補助対象給湯器の設置工事(以下「設置工事」という。)を着工することができる。

- 2 申請者は、別に定める交付申請書類の提出期限までに設置工事を完了しなければならない。

(計画変更の承認)

第10条 申請者は、補助対象給湯器の設置工事の内容を変更するときは、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書を連盟に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容を連盟に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 連盟は、前項に規定する計画変更承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を様式第4による計画変更承認通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 連盟は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(中止の報告)

第11条 申請者は、やむをえない理由により補助対象給湯器の設置を中止しようとするときは、速やかに様式第5による中止報告書を連盟に提出し、その指示を受けなければならない。

(遅延等の報告等)

第12条 申請者は、設置工事を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6による遅延等報告書を連盟に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 連盟は、前項の指示に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(申請者の交付の申請及び設置工事完了の報告)

第13条 申請者は、補助対象給湯器の設置工事を完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は別に定める書類提出期限日のいずれか早い日までに様式第7による補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面を添付して連盟に提出しなければならない。なお、申請者が第三者とリース契約等を締結し補助対象給湯器を貸し付ける場合については、補助対象給湯器に関するリース契約書の写し及び補助対象給湯器に関するリース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付して、連盟に提出しなければならない。

- (1) 補助対象給湯器の設置状態を示す写真

- (2) 補助対象給湯器の保証書の写し、又は同等のもの（機種名、日付等の記載があるもの）
- (3) 連盟が指定する住所が確認できる書類

個人にあつては、住民票の原本又は写し（発行日が当該年度の補助金募集開始日以降のもの）又は運転免許証の写し（有効期限内のものとする。氏名、住所等に変更がある場合は裏面の写しも添付すること）等とする。法人にあつては、登記簿謄本又は抄本の原本又は写し（発行日が当該年度の補助金募集開始日以降のもの）、官公庁から発行・発給された書類（有効期限もしくは発行日が当該年度の補助金募集開始日以降のものとする）等とする。

記載の氏名は申請者と同一のこと。記載住所が補助対象給湯器の設置先住所と異なる場合は、申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等の写しを添付すること。

（交付の決定）

第14条 連盟は、第13条の規定による補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）の提出があつた場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第8による交付決定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 連盟は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。
- 3 連盟は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第15条 連盟は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、連盟が第21条の規定による補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (2) 補助事業者は、連盟が第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (3) 補助事業者は、連盟が第20条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、連盟が指定する期日までに返還するとともに、第20条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において当該期日までに返還しなかつたときは、第20条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくこと。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を連盟に届け出ること。
- (5) 補助事業者は、法定耐用年数の期間において取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し（補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。）、廃棄し又は、担保に供しようとする等）をしようとするときは、第23条第1項の規定に基づきあらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を連盟に提出し、その承認を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、第23条第1項の規定に基づく承認を受けた後、第23条第2項の規定による取得財産等の処分をした場合において、連盟からの請求があつたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。

（申請の取下げ）

第16条 第14条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の

交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第9による交付申請取下げ届出書を連盟に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 連盟は、第13条の補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）の受理後、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う申請者又は手続代行者への現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の支払)

第18条 連盟は、第17条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、これをとりまとめ、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第19条 第6条に規定する申請者は、第7条の補助金申込書、第10条第1項の計画変更承認申請書、第11条の中止報告書、第12条第1項の遅延等報告書、第13条の補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）、第16条の交付申請取下げ届出書等の手続きの代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に従って取り扱うものとする。

3 連盟は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、連盟の所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、連盟の取扱う全ての補助金について一定期間の交付及び手続き代行業を停止すること、並びに当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第20条 連盟は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本業務方法書、業務細則又はそれらに基づく連盟の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 連盟は、第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。

4 連盟は、前項の返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

5 連盟は、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利

10. 95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

（連盟による調査等）

第21条 連盟は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、補助事業者、手続代行者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（取得財産等の管理等）

第22条 補助事業者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他の補助事業者の責に帰する事のできない理由により、取得財産等が毀損され、又は滅失したときは、その旨を連盟に届出なければならない。

（取得財産等の処分の制限等）

第23条 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を連盟に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、補助事業の目的が達成できないとして連盟の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前項の補助金の返還については、第20条第5項の規定を準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第24条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の申込前に確認しなければならない。第7条の補助金申込書（様式第1）において署名および捺印して誓約しなければならない。

（補助事業の経理等）

第25条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する連盟の会計年度が終了した後5年間保存しなければならない。

（不正行為等の公表等）

第26条 連盟は、補助事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の交付の手続等を行った場合、次の措置を講ずることができるものとする。

(1) 連盟の所管する契約等の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。

(2) 補助事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

（個人情報に関する事項）

第27条 連盟が本補助事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の目的に使用する。

(1) 自立防災型高効率給湯器導入支援補助金交付に係る業務に利用する。

(2) 国が行うその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

(その他の必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、連盟が別にこれを定める。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成28年6月3日）から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私（法人である場合は当法人、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表（1）補助対象経費の費目

費目	内容	補助率
機器費	灯油を燃料とする自立防災型高効率給湯器（高効率給湯器、蓄電池ユニット）本体及び付属品に係る機器購入費用（消費税及び地方消費税を除く）の一部	定額

別表（2）基準額

基準額（円）
147,300

別表（3）補助金額

機器費（円）
45,000